平成２３年（フ）第１２９号
愛媛県東温市南方729番地11
債務者　重信千鶴子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2841番地１
債務者　客　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
愛媛県松山市姫原３丁目２番27号　野本マンション303号
債務者　越智　直子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
佐賀県小城市牛津町牛津23番地48
債務者　森口　博美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０号
佐賀県佐賀市日の出１丁目８番３号
債務者　栗原　邦誉
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
佐賀県神埼市神埼町鶴3420、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町本告牟田1215番地５
債務者　渡辺　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
佐賀県神埼市神埼町鶴3420、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町本告牟田1215番地５
債務者　渡辺　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
佐賀県小城市小城町畑田1982番地19
債務者　北島なつき
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
宮崎市中村東３丁目５番２号　南興ビル602号
債務者　青木　光男
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
宮崎県都城市上川東２丁目14号８番地　並木マンションＡ棟105号、前住所宮崎県都城市山之口町富吉6872番地１
債務者　瀬尾　直子（旧姓又木）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4541番地１射場前団地20号
債務者　山本　秀治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２８号
茨城県龍ケ崎市長山２丁目13番地７
債務者　篠原　通代
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
茨城県取手市谷中37番地２　サニーヒルやまぐちＢ－１
債務者　柗嶋　とみ（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
茨城県牛久市柏田町3255番地48サンライズＤ103
債務者　岡田　省一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
茨城県取手市新取手１丁目20番12号
債務者　青木眞由美
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
茨城県牛久市さくら台２丁目19番地７市営神谷住宅722号室
債務者　山崎　光夫
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
茨城県取手市取手２丁目５―22　リバーハイツ取手702号室、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目７番地15
債務者　出澤　大平
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係